

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

1 低入札価格調査制度

(1) 対象工事

設計金額が1,000万円以上の工事

※ 解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く。

(2) 調査基準価格算定式の改正

ア 調査基準価格の計算式の見直し

一般管理費等の額に係る率分を10分の5.5から10分の6.8へ変更します。

乗じる項目	新	旧
①直接工事費の額	10分の9.7	10分の9.7
②共通仮設費の額	10分の9	10分の9
③現場管理費の額	10分の9	10分の9
④一般管理費等の額	<u>10分の6.8</u>	10分の5.5

イ 調査基準価格の切り上げ

10万円未満を切り上げた価格とする。

(3) 低入札価格調査判断基準

変更はありません。

2 最低制限価格制度

(1) 対象工事

設計金額が130万円を超え1,000万円未満の工事

※ 解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く。

(2) 最低制限価格算定式の改正

ア 最低制限価格

調査基準価格×0.98 【1(2) 調査基準価格算定式の改正を参照】

イ 調査基準価格の切り上げ

1万円未満を切り上げた価格とする。

3 適用日

令和6年4月1日以降、公告又は通知するもの。